

都留市  
福祉事務所から  
お知らせ

児童扶養手当

制度について

児童扶養手当とは、父と生計を共にしていない児童の家庭生活が安定できるよう子どもたちの福祉を考えた制度です。

○支給要件

手当は、次の要件を満たすときに母または養育者に対して支給されます。

ただし、要件をみたしていにもかかわらず、その時点から五年間請求手続きを行はずないと請求できなくなりますので、十分注意してください。

○支給要件

手当は、次の要件を満たすときに行なうべき手当を受給している方には、「児童手当現況届」を提出することが法律によって義務づけられています。

これは、受給者の前年の所得の養育状況などを確認するための大切な届けです。

該当者には、六月上旬に用紙を送付しますので、必要事項を記入のうえ、六月三十日までに市福祉事務所へ提出してください。

提出されない場合は、六月以降の児童手当の支払いが受けられませんので、必ず提出してください。

届け出の際、持参していただくものは次のとおりです。

○現況届用紙

○印鑑

○年金加入証明書

(厚生年金加入者)

なお、受給中に次のようなことがあつた場合は、手続きをお願いします。

・住所が変わったとき  
・公務員になつたとき  
・受給者が死亡または資格を失つたとき  
・出生などにより支給要件児童数が変わつたとき



母子家庭医療費  
受給者証について

母子家庭医療費受給者証の有効期限は六月三十日までです。

すでに受給者証を受領している世帯で、今年度も該当する方には更新手続きの用紙を六月下旬に送付しますので、期限までに必ず手続きをしてください。

また、新たに母子家庭となつた世帯で次のような方は、市福祉事務所へ申し出てください。

なお、母・養育者または児童が十八歳未満（満十八歳の誕生日の属する年度まで）の子どもを扶養している配偶者のいない女子

・前年の所得に対する所得税の納付義務のない世帯

手続きの際必要なものは印鑑、預金口座番号のわかるもの、保険証、転入者の場合、前年の所得に対する非課税証明書

受給資格がなくなつた時には、受給者証を返還してください。

## 第11回わんぱく相撲つる場所取組結果



四月二十九日（みどりの日）、谷村第一小学校体育館で、第十一回わんぱく相撲つる場所が開催され、昨年を上回るわんぱく力士一六二名が熱戦を繰り広げました。この大会で横綱となつた小学校四・五・六年生の三名は、六月二十日の山梨ロック大会へ出場します。さらに、山梨大会を勝ち進むと七月二十五日に行われる全国大会に出場となります。つる場所代表三名の山梨大会での元気な相撲を期待したいですね。

つる場所の横綱は次のとおりです。

**幼児の部** — 参加十二名

**錦木達斗（川茂保育園）**

**一年生の部** — 参加四十名

**藤江佑介（東桂小学校）**

**二年生の部** — 参加三十三名

**松川光基（東桂小学校）**

**三年生の部** — 参加二十九名

**高部央（谷村第一小学校）**

**四年生の部** — 参加二十三名

**鈴木潤（赤生第一小学校）**

**五年生の部** — 参加十七名

**佐藤儀明（栗谷小学校）**

**六年生の部** — 参加八名

**赤下直史（谷村第一小学校）**

(敬絲略)

○手当月額	全額支給 四二、一三〇円 一部支給停止 二八、一九〇円 第二子加算額 五、〇〇〇円 第三子以降加算額 三、〇〇〇円
-------	--

問合先  
市福祉事務所 社会福祉担当